

福島県産業廃棄物税基金条例（平成18年福島県条例第15号）

（設置）

第1条 循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他その適正な処理の促進に関する事業に要する資金を積み立てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、福島県産業廃棄物税基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、県に納入され、又は納付された福島県産業廃棄物税条例（平成17年福島県条例第4号）第1条に規定する産業廃棄物税の額に相当する額からその賦課徴収に要する費用を控除して得た額とする。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（繰替運用）

第4条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間その他必要な事項を定めて、基金に属する現金を歳入歳出に属する現金に繰り替えて運用することができる。

（純益金の処理）

第5条 基金の管理から生じた収益の額が基金の管理に要した経費の額を超過した場合におけるその超過する額に相当する額は、これを基金に編入するものとする。

（益金等を計上すべき予算）

第6条 基金の管理から生ずる収益及び基金の管理に要する経費を計上すべき予算は、一般会計の歳入歳出予算とする。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理その他この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。